

「青森市障害者計画（素案）」に対する意見募集の結果について

1 意見の募集期間

平成25年3月1日（金）から3月31日（日）まで

2 意見の募集方法

公表資料を市ホームページに掲載したほか、障害者支援課（本庁舎1階）、市民サロン（本庁舎1階）、青森市情報公開コーナー（本庁舎2階）、地域サービス課（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎総合案内（1階）、青森市市政情報提供コーナー（アウガ4階情報プラザ）、各支所、各市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、ふれあいの館、福祉増進センター（しあわせプラザ）、総合福祉センターに備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックスのいずれかによることとしました。

3 提出された意見

7名の方から12件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済み	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
総論に関する意見							0
各論第1章に関する意見	1	1					2
各論第2章に関する意見			1				1
各論第3章に関する意見		1	2	1			4
各論第4章に関する意見	1	2	1				4
各論第5章に関する意見							0
その他						1	1
計	2	4	4	1	0	1	12

- 「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの
「記述・整理済み」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの
「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの
「反映困難」・・・反映が困難なもの
「その他」・・・上記以外のもの
「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

「青森市障害者計画（素案）」に提出された市民意見概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方	反映状況
1	<p>各論第4章第1節第2項 交流機会の充実に、次の内容を追加。</p> <p>障害者の積極的な社会参加への一環として、障害者サイドからの発信</p> <p>①障害を負ってどんな不自由が生じたか ②障害者となった原因は何であったか、どうしていたら防げたか ③どのようにして立ち直ることができたか ④今、これから自分にできること、やりたいことは何か ⑤そのためにどんなことを応援して欲しいか</p> <p>について発表する機会を設け、「障害」に対する認識共有を普及促進します。</p>	<p>本計画第1章第1節第1項「ノーマライゼーション理念の普及啓発」の中で、障害のある方やその家族が抱える悩みや体験について、様々な機会に情報発信するなど、より効果的な理念の普及啓発に努める旨記述します。</p>	<p>反映</p> <p>計画案第1章 P37</p>
2	<p>私は発達障害を持ちながら会社で働いていますが、過去に会社で、障害への理解が得られず、一時休職したことがあります。障害者が働く上で、障害への理解はとても大切です。</p>	<p>障害のある方の社会参加を促進するためには、障害に対する市民理解の促進を図る必要があることから、本計画第1章第1節第1項に「ノーマライゼーション理念の普及啓発」を掲げています。</p>	<p>記述・整理済</p> <p>計画案第1章 P37</p>
3	<p>災害時の障害者の安全・安心の確保について、有償であっても支援者の数を確保すべき。</p>	<p>本計画第2章第1節第2項「災害時における安全の確保」では、地域関係者と連携し、避難支援体制の充実を図ることとしており、実施にあたっては支援者の確保に向け検討していくこととなります。</p>	<p>実施段階検討</p> <p>計画案第2章 P41</p>
4	<p>難病については、平成25年1月25日に政府の難病対策委員会から「難病対策の改革について（提言）」が出されている。この提言を参考に、政府の対策が決まり次第、市の計画に追加する。</p>	<p>障害者総合支援法を踏まえ、本計画の障害福祉サービス等の提供については、難病等の方々も含めたものとしております。</p> <p>なお、「難病対策の改革について（提言）」では、平成25年4月1日施行の障害者総合支援法における難病等の範囲について、「新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。」とされていることから、今後の国の見直しを踏まえ、適切に対応していきます。</p>	<p>記述・整理済</p> <p>計画案第3章 P47</p>

